

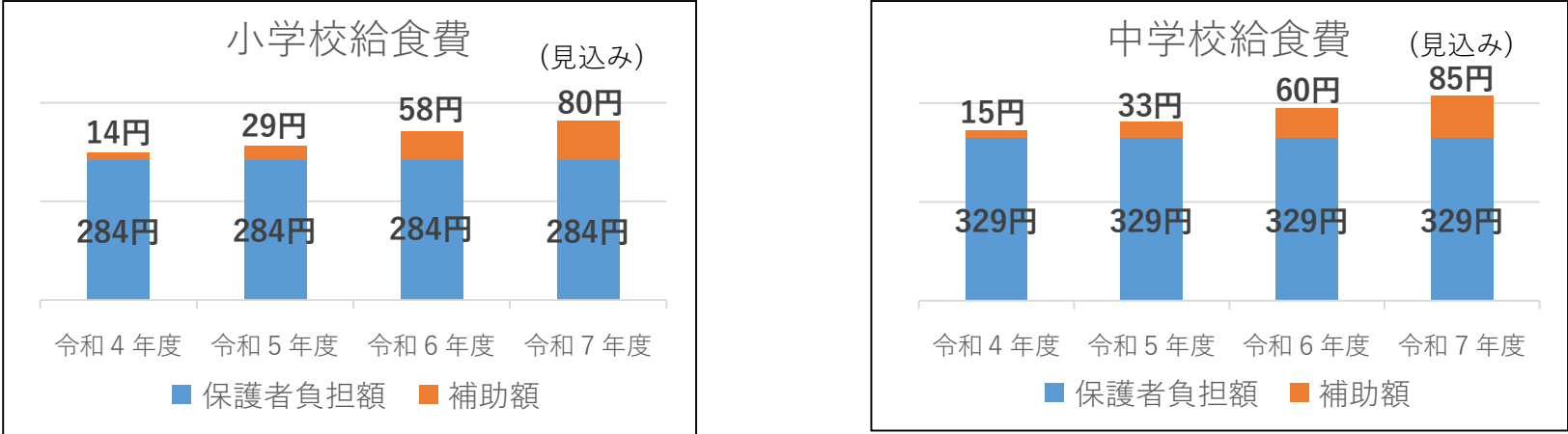
# 令和 8 年度学校給食費及び関連事業等について

## 1 これまでの取組

三条市では、令和 4 年度からの物価高騰に対し、学校給食食材費の増額分を公費で負担することで、子育て世帯への支援を行っています。

また、令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月までの児童生徒分の給食費を無償化しました。

### ○ 1 食当たりの補助額の推移(令和 4 年度は 2 学期から補助開始) ※無償化分は除く



※小学校には大崎学園前期課程、中学校には大崎学園後期課程を含む

### ○ 学校給食食材費高騰対策負担金等の補助額の推移

※ R 4 ～ 6 は決算額、R 7 は予算額

| 年度  | 物価高騰対策分     |             |              | 給食費無償化分(R4.12～R5.3) |             |              | 合計           |
|-----|-------------|-------------|--------------|---------------------|-------------|--------------|--------------|
|     | 小           | 中           | 小計           | 小                   | 中           | 小計           |              |
| R 4 | 7,221,754円  | 4,109,807円  | 11,331,561円  | 81,131,361円         | 44,680,814円 | 125,812,175円 | 137,143,736円 |
| R 5 | 26,923,378円 | 15,950,320円 | 42,873,698円  | —                   | —           | —            | 42,873,698円  |
| R 6 | 45,793,296円 | 24,164,517円 | 69,957,813円  | —                   | —           | —            | 69,957,813円  |
| R 7 | 70,424,652円 | 40,342,470円 | 110,767,122円 | —                   | —           | —            | 110,767,122円 |

## 2 令和8年度学校給食費について

### (1) 小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減について

令和8年度から、国が主体となり小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減事業が実施されます。これにより、「児童1人当たり×月額5,200円(年11か月)」分が「学校給食費負担軽減補助金」として市に交付されるため、その分に係る保護者負担額を軽減します。

### (2) 令和8年度学校給食費(保護者負担額)について

(1)を超える分の小学校給食費及び中学校給食費については、本来、保護者の皆様から御負担いただくものですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、**令和8年度の1年間に限り小中学校共に給食費を無償化します。** ※教職員は除く

### 【令和8年度給食費(1食単価)イメージ】

#### ○小学校

393円

給食費  
(1食単価)

294円

99円

学校給食費負担軽減補助金  
(月額5,200円分)

国の臨時交付金  
を活用

#### ○中学校

445円

給食費  
(1食単価)

445円

保護者負担はなし

国の臨時交付金  
を活用

## 3 弁当持参者に対する補助について(学校給食代替支援金)

食物アレルギー等の理由により給食の提供を受けることができず、毎日弁当を持参している児童生徒について、給食を喫食する児童生徒との公平性を図るため、給食費相当額の支援金を交付します。

本事業については、詳細が固まり次第、対象者へお知らせします。

## 4 令和8年度の取組について

(1) 物価の傾向等の社会情勢や市の財政状況を踏まえた中で、令和9年度の給食費について慎重に検討します。

(2) 小学校と同じ義務教育段階である中学校給食費の負担軽減についても、国の責任において速やかに実施されるよう、機会を捉えて要望を行います。